

8 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 6 年 8 月 20 日（火） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	【教育委員会】 垣見教育部長、若林教育部次長、土田教育政策課長、徳岡教育総務課長、石増教育施設課長、引野教職員課長、原田地域教育課長、松浦文化財課長、牧野学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、森西中央図書館長 【市長部局】 小澤子ども未来部長、岡本保育所・幼稚園課長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 教育長報告 教育長報告（1） 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について 教育長報告（2） 令和 6 年度 9 月補正予算要求額について 非公開 教育長報告（3） 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について 2 議案 議案第 22 号 令和 6 年度奈良市教育委員会施策評価報告書（令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価報告）について 議案第 23 号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について 議案第 24 号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の解嘱及び委嘱について 議案第 25 号 奈良市いじめ調査委員会規則の一部改正について 議案第 26 号 令和 7 年度奈良市立幼稚園園児募集要項について 非公開 3 協議事項	

	協議事項（１） 第二次奈良市子ども読書活動推進計画（素案）及び奈良市学校図書館ガイドラインの改訂について
決定取り纏め事項	1 教育長報告 教育長報告（１） 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正については、了承した。 教育長報告（２） 令和６年度９月補正予算要求額については、了承した。 教育長報告（３） 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議については、了承した。 2 議案 議案第 22 号 令和６年度奈良市教育委員会施策評価報告書（令和５年度教育委員会活動の点検・評価報告）については、原案どおり可決した。 議案第 23 号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱については、原案どおり可決した。 議案第 24 号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の解嘱及び委嘱については、原案どおり可決した。 議案第 25 号 奈良市いじめ調査委員会規則の一部改正については、原案どおり可決した。 議案第 26 号 令和７年度奈良市立幼稚園園児募集要項については、原案どおり可決した。 3 協議事項 協議事項（１） 第二次奈良市子ども読書活動推進計画（素案）及び奈良市学校図書館ガイドラインの改訂については、協議した。
担 当 課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	皆さん、お揃いでしょうか。８月定例教育委員会を始めます。
教 育 部 長	教育長。本日、教育長報告として「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」を追加させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
教 育 長	分かりました。まず、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局	資料については、既にお配りしているとおりでございます。
教 育 長	本日の委員会は、委員全員が出席しており委員会は成立します。 ただいまから、8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と川村委員でお願いします。 次に、会議録の確認を行います。7月定例教育委員会の会議録の署名委員は、新井委員です。新井委員、いかがでしょうか。
新 井 委 員	結構です。
教 育 長	ありがとうございます。 それでは、本日の案件に入ります。本日の案件は、教育長報告3件、議案5件、協議事項1件の計9件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は21件ございましたので、ご報告いたします。 本日の案件のうち、教育長報告（2）及び議案第26号は、奈良市情報公開条例第7条第5号に当たる事項が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	よって、教育長報告（2）及び議案第26号は非公開とすることに決定いたしました。 それでは、公開の案件から始めます。教育長報告（1）「奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について」及び教育長報告（3）「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、教育政策課長より説明願います。
教育政策課長	日本最大の円墳であります富雄丸山古墳で出土いたしました甕龍文（だりゅうもん）盾形銅鏡でございますが、その文様を文化財課が商標登録いたしました。これに伴いまして、富雄丸山古墳出土の甕龍文盾形銅鏡の登録商標使用に関する要綱を施行いたします。この施行に伴いまして、事務の手続きにおいて一部変更が生じますので、ご報告いたします。 まず、教育長報告（3）からご説明いたします。市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議でございます。商標登録使用を行うことによりまして、商標の出願、登録、登録された商標の管理及び使用料の徴収に係る事務が新しく発生いたしますが、これについて、補助執行に事務の記載がないため、教育委員会で事務が行えるように市長部局と協議するものでございます。内容といたしましては、7として「商標（教育委員会が所管する事務に係るものに限る。）の出願、登録、管理及び使用料の徴収に関する事務（還付に関する事務を含む。）」を追加いたします。

7は、8に繰下げとなります。

続いて、教育長報告（1）を説明いたします。奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正についてでございます。商標登録事務について、奈良市教育委員会事務専決規程の見直しのため確認していたところ、下線部の改正が必要となりました。詳しくは、新旧対照表をご覧ください。第3条の部長及び理事の専決事項の（4）を、教育財産から行政財産に変更いたします。鼈龍文の登録商標の使用は、教育財産ではなく、行政財産になります。また、教育委員会が管理するものは教育財産だけではないため、これを機会に改正いたします。

続いて（11）の使用料、手数料及び負担金等の減免の許可又は承認についてです。これらは現在、施設の使用料となっておりますが、バンピーランチの使用料の減免など、施設以外の使用料もございますので、これを機会に改正するものでございます。

また、今年度から一条高等学校及び附属中学校の入学考査料がオンライン申請によるカード決済が可能となったため、（21）「収入金の徴収又は収納の事務の嘱託及び委託」を追加いたします。

続いて、その下の「課長等共通」ですが、こちらも（6）として、同じく教育財産から行政財産に変更いたします。先ほど教育長専決で追加しました事務について、それぞれ内容に合わせて、部長又は課長に専決させるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教 育 長

この件に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。

柳 澤 委 員

文化財のところについて、説明はもちろん頂いているんですけども、少し分からないところがあります。市長部局から、これを商標登録しようという働きかけがされるのが最初のステップなんですか。あるいは、教育委員会であらかじめ議論するのか。特に教育財産が相当すると思うんですけど、流れをもう少し知りたいです。執行事務のことは分かったんですけど、どういう形で商標登録の審査・審議をもっていくのか、プロセスだけ教えていただきたいです。

文化財課長

最初の取っかかりは、基本的に文化財課側です。まず、こういうことで登録商標をしてよろしいかということで市長まで方針をとりまして、それに基づいて、市長部局の法務ガバナンス課等と協議しながら進めていく流れになっています。

柳 澤 委 員

ありがとうございました。その意味でいうと、文化財課でお持ちの他の物件についても今後、追加の商標登録というお考えはあるのでしょうか。

文化財課長	今のところはまだ具体的には考えておりませんが、今後当課に限らず教育委員会でキャラクターなどを作るようなことがあれば、またいろいろ出てくるかもしれませんが、現時点ではまだ、文化財課で次にこれをというのは具体的には考えておりません。
柳澤委員	ありがとうございました。
教育長	ほかにございませんでしょうか。それでは、教育長報告（１）「奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について」及び教育長報告（３）「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」は、了承いたします。 続いて、議案の審議に入ります。議案第 22 号「令和 6 年度奈良市教育委員会施策評価報告書（令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価報告）について」、続けて教育政策課長から説明願います。
教育政策課長	施策評価の提出については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 26 条第 1 項におきまして、教育委員会は、毎年度、教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会にこれを提出するとともに、公表しなければならないとされております。 また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。今年度評価いただきました外部有識者は、昨年に引き続き、近畿大学の経済学部教授であり副学長補佐の仲林真子様と、奈良教育大学の教育学部教授の橋崎頼子様の 2 名からご意見をいただきました。 各評価シートは、教育委員会の施策を構成する主な事業について、令和 5 年度の実施状況の成果、課題及び今後の方針に分けております。10 ページ以降の評価シート項目 No. 1 と、15 ページ以降の評価シート項目 No. 2 につきましては、教育委員の皆様にご検討いただきました。ありがとうございました。また、評価シート項目 No. 3 以降は教育委員会の各課で作成いたしました。 評価シートの今年度の変更について説明させていただきます。事業費の欄について、実績を分かりやすく表現するため、過年度については予算額の記載をなくし、決算額の記載のみに変更いたしました。また、9－1 関連、9－2 関連、37－1 及び 37－2 関連については、KPI を変更いたしました。そちらについてご説明させていただきます。 まず、40 ページをご覧ください。9－1 関連です。「グローバルな社会で活躍する人材の育成」につきまして、昨年度は目標値を派遣留学生数としておりましたが、渡航者数にし、5 人から 4 人に変更いたしました。これは、海外夢応援プロジェクト補助金事業の事業内容に、表現や人数を合わせたものでございます。

同じく、その下の 9－2 関連です。「特色のある英語教育活動に参加している生徒数」を KPI としておりましたが、この数値の測定方法、目標値の算出方法、目標値を変更いたしました。こちらは、国内で開催していた英語研修プログラムから、コロナ禍で中止していた海外語学研修を再開したことを受けて、変更したものでございます。

続いて、133 ページをご覧ください。37－1 及び 37－2 関連も、目標値を変更いたしました。これは、コロナ禍が収束し、令和 5 年度からイベントの再開や人数の制限を撤廃したことによります。毎年 1,000 人と設定していた目標値を変更いたしました。以上が昨年からの変更点でございます。

次に、評価シートについてですが、今年は、A 評価が 5 事業ございました。20－3「公設フリースクール「HOP あやめ池」、28－1「学校経営・学校運営支援事業」、28－2「特別支援教育支援員経費」、36－3「公民館の運営」、38－7「特別史跡・特別名勝平城京左京三条二坊宮跡庭園保存事業保存活用事業」の 5 事業が評価 A となりました。

また、評価が D に留まったものがあり、109 ページの 31－1「学校サポート事業」が D 評価でございました。こちらは、大学生の学生サポーターの登録人数が、180 人の目標値に対し 102 人と低かったためです。理由といたしましては、奈良市以外の市町村においても学校サポート事業が開始されるなど、今までの奈良市で登録されていた学生が他の市町村に流れたことが原因と考えられます。ちなみに、令和 4 年度の事業評価では、A 評価が 4 つ、D 評価が 1 つでした。

最後に、外部評価者からの意見として、評価シートの 1 から 31、全て各種評価シートの最後に評価をいただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

教 育 長

事前に目を通していただいていると思いますけれども、この件につきましてご意見、ご質問いただければと思います。

川 村 委 員

全体的に拝見して、この件に関して異議等はございませんが、今日この場ではなくても実態等を少し教えていただけたらと思う点が数点あります。

まず、項目 No. 16 の「センター学習」です。令和 5 年度の成果として「希望のあった東部地域の学校へ出前講座を実施した」とあります。東部ということで、偏った形の派遣だと受け止めているんですが、具体的な実施校や内容、希望の募り方など、また教えていただけたら、参考になると思います。

2 点目が、項目 No. 18 の「インクルーシブ教育システム」についてです。こちらの令和 5 年度の成果に、「各職位の悉皆研修とした」ということで記載があります。これは、先生方全員の能力の底上げ方法というこ

とだと思いうんですけれども、時間を取られる研修以外にも、隙間時間に見られる動画やイラストなどといった工夫をこれから考えていらっしゃるのでしょうか。どうしても、研修であったりアンケートであったり、先生の本来される業務以外のものが増える傾向が顕著ですので、そういった形で何か提案をされているのか、そういったものを今後考えられているのかが少し気になって、また教えていただきたいと思います。このページに関しては、「目標を上回るペースで進められた」という報告があり、これはやはり求める声が大きく、その実態に即していただいたのだと受け止めています。

また、項目 No. 21 の「虐待の早期発見」について、数値の推移が表されているんですけれども、小学校の低学年では昨年度よりも 1.6 倍、高学年では 1.5 倍と、数字が少し高めに上がっています。こういうことに関して何かしらお考えになっていることがあれば、後日また伺えたらと思います。

そして、項目 No. 28「学校の経営、運営体制への効果的な支援」は A 評価がつけられていますが、外部評価者の指摘にもありましたが、勤務時間外の在校時間の減少が実際どうなっているのか、持ち帰り仕事が増えていることもしっかり把握されているのかということは、私も疑問に思います。異議はございませんが、在校時間が減ったというだけで A 評価を与えるのは良いのだろうかという部分は疑問を感じたので、この場でお伝えしたいと思います。

教 育 長

ありがとうございます。今お答えできるところと、それからまた後日伺いすることについては、各課長の方でお願いします。

教育政策課長

今、4つの事業についてご質問いただきましたが、私の方で把握しておりませんので、この場でお答えできないんですけれども、後日資料を作成してご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

教 育 長

ほか、ございませんでしょうか。

新 井 委 員

審議事項について特別コメントはないですが、この評価報告書は、僕が就任以降今まで1年弱やってきて、初めて見た書類です。個別のいろいろな審議や協議をするに当たって、その項目の大目標や現状に関する資料を出すときに、毎度こういうものがあつたら良かったのかなと思っています。もちろん各委員は知見があつて話されていますが、僕は教育委員として1年目の中で実態がよく分からないままいろいろしているところもあり、そもそもの教育大綱や市としての計画などいろいろある位置付けの中で、このような評価もしているということが最近ようやく分かってきたところです。やはり個別の案件の審議をするとき

に、全体的な計画の中でどういう位置付けのものを議論しているのかということ、このような評価状況を毎回データとしてセットで見せながら議論された方が良かったかなと今思っています。

KPI が結構しっかりしていて、資料からちゃんと集計して数字が取れているデータもあって、これも非常に良いデータの取り方だと思ってます。僕は、新しい協議事項が出てアンケート結果を見せていただく度に、毎回「このアンケートをとる労力がどれだけかかっているんだろう」と気になり、どうしてもそちらに意識がいつてしまうことがあります。本来取れているはずのデータも、やっぱりもう少し一緒に資料として見せていただいた方が良いかと思いました。これはこの先もまだ令和7年度まで取り続けるデータですので、関連する項目があったときには、関係する部分だけを抽出して毎回資料として出していただけると良いかと思います。

さらに、今ここで言っても覚えていていただけるか分かりませんが、一応言っておきます。令和7年度までは同じデータの取り方をしないといけないのであまり言いませんが、令和8年度以降は、なるべくデジタルで、自動的に集計状況がリアルタイムに分かる状態で共有できるダッシュボードのような形を目指すと、変化を確認する際、1年単位ではなく月単位で見るようなこともできるようになると思いますので、今のうちに、そういうデータを取る計画を立てられると良いかと思いました。多分、まだ1～2年先の話だと思いますが、今気付いたことを申し上げておきます。

教 育 長

ありがとうございます。今、現在紙ベースで1年単位でやっていることを、今後はデータで都度進捗を管理していく工夫をしても良いのではないかとご指摘もいただいています。研究を進めて、改善に向かって進めたいと思います。

ほかにはございませんか。

梅 田 委 員

令和5年度の施策評価ということですので、3年次の取組ということですね。KPIを設定して各事業を評価して、それら関連事業の評価結果を総括して項目の評価をし、しかも経年でその数値の推移を見えるということ。この仕組みは、今、新井委員からも少し触れられましたが、数字で見ることの非常に馴染みにくい教育の施策において非常に大切なことだということは、昨年度も思いましたが、今年度も改めてそう思いました。併せて、毎年評価のあり方が積み重なってくことで、各事業を担当しておられる担当課も、担当課といえども1つの課だけではなく、複数の記述に関連性を持たせることや、それから概要としての記述そのものもまとまってきたと思っています。

ただ、これは昨年度も申し上げたことかと思いますが、各項目や各事業のKPIが、奈良市の教育振興基本計画で求める趣旨と合致したものと

なっているかという、どうしても事業の中で数値化できるものを探さざるを得ないという多少の苦しさがあるということも出てくるのではないかなとも思っています。今、3年次の取組とは申し上げましたが、この3年の間でも、一人1台端末の配付が当たり前となった教育環境の中で、多様な学びの場やそれぞれの学校における特別支援の必要性、合理的な配慮の必要性、不登校の子どもたちの増加など、大きな教育の動きが既に見られます。その中で、各事業の課題及び今後の方向や方針そのものが、令和2年、3年とは違ってきています。

先ほどの説明にも、事業の取組内容の変更によってKPIの変更が生じたという部分がありましたが、様々な状況の変化そのものによってKPIを動かすことはなかなか難しい状況ではありますけれども、これから4年次を迎える今年度の取組においては、次の大きな見直しの段階においてはKPIそのものについてどのようなものを求めていくことが必要なのかという視野も広げて、取組を進めていただくことが必要なのではないかと思います。より精度の高いKPIを教育の中に見出していくことが必要にもなるのではないかと、昨年度の教育委員会評価全体を見ながら感じておりました。また今後につないでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

教 育 長

ありがとうございます。

柳 澤 委 員

私が経験しているのは大学ですが、大学は、中期目標計画を立てて毎年度確実に評価して、第三者評価をします。実際には、文科省サイドの検証を受けるという形で厳しくやっているわけです。おそらく最初、何年か前は、KPIも含めて、大綱なり計画なりがあって毎年度このような形で評価をしっかりとやるという習慣はなかったもので、幾らか過負担に感じられた方々が多いと思います。

最初に新井委員がおっしゃったところでいうと、大学関係ではIR（インスティテューショナル・リサーチ）というものがあり、例えば教育長のもとに各課とは別に評価室を置くような形で、学長のもとに独自に評価室を置いています。その代わり、評価室はしっかり各課からのデータを全部吸い上げて、要求に応じていつでも各課に戻せるようにするというシステムです。今おっしゃった流れだと、それぞれの課で所掌事項を確実にやっておられて、計画をそれぞれ割り振られているので、その達成水準をワンステップ上げることへの努力をされています。

私はこの評価プロセスがよく分かっていないのですが、年度計画は前年度に計画を立てて、4月スタートの時点では明らかになっているので、その概要的なものを、新年度第1回の教育委員会でもご説明いただく機会があれば良いと受け止めました。ただそのときに、計画どおりに進むとは限らないということを前提にはありますが、第1四半期はここまで、第2四半期はここまでというふうに、各課ベースでどこまで年

	間スケジュールの見通しを持っておられるのか 把握できていないです。 3月に年度が終わって4月から5月の間の2か月で、集中的に1年を振り返って書類を作ろうとしているのか、そのシステムが分かりません。毎月何をやったかを各課で整理されているのかどうかということによるんですけれども、なるべくロスの少ない合理的なやり方でやっていただきたいという趣旨です。評価報告書を作るために膨大な残業時間が発生するというのは、本末転倒です。そこはどういった方法が良いのか、課長や教育長のリーダーシップで検討してください。恐らく、制度としてできてから5、6年はやっておられると思うので、かなり経験を積んでおられます。5～6年のスパンの中の3年くらい経ったところで、先ほど新井委員は8年度以降かとおっしゃいましたが、次期にどんな目標を上げていくか、どんなことを盛り込みたいかというのを常に頭に置きながら、計画立案をされたら良いと思いました。 大変手間のかかる仕事です。エラーがあってはいけないというのもありますし、神経も使うんですけれども、なるべくその努力を無駄にしないためにも、うまい具合の進め方、塩梅の良い取り方があるかと思いました。
教 育 長	ありがとうございます。このことに関しては、今ご示唆いただいたことを研究して、取り入れていけるよう作り上げていきたいと思いますので、またご提示したいと思います。 ほかにございますか。
川 村 委 員	梅田委員の「数値化できることに限られてしまう」というお話の中で、ふと思い出したのが、本当に直近の話ですけれども、学校給食の平均エネルギーが国の基準を下回っていたという事実がございます。それに関しては、项目的には触れる必要のない項目なのかもしれませんが、数値化できるデータではあると思うんです。ですので、細かい指摘になりますが、今年度以降しっかり子どもたちの栄養基準を守った学校給食が保持できているということを証明できる項目も、私は今回の案件に関して、追加要望をこの場でさせていただきたいと思います。
教 育 長	ありがとうございます。今もご意見ありましたように、どんなものを評価項目に上げてくるのかということを含めて、精査をしていきたいと思っています。 また、課長から説明もありましたが、今回、大学との連携の項目にD評価がついた理由について、ほかの自治体で大学生の活動が増えて奈良市での活動に参加する学生が減ってきたことは、一つの要因としては考えられますが、大学と連携すること、学生が現場に入ることが非常に有効であると奈良市が考えて制度を置いているわけです。絶対数が少なく

	なっているから仕方がないという話ではないのかと思います。例えば、ICTとかデジタル分野で特色ある大学等も周りにたくさんあるためその分野に特化してみるなど、いろいろな方法があるだろうと思いますので、次に向けてもう少し手立てをしっかりと考えて進めていきたいと思います。 この件に関してほかにございませんでしょうか。それでは、今いただきましたご意見については、評価の今後の行い方も含めてしっかり検討し、完成させていきたいと思います。 それでは、このことについて原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第 22 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 それでは次に、議案第 23 号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について」、いじめ防止生徒指導課長、説明願います。
いじめ防止生徒指導課長	お手元の資料の 1 ページをご覧ください。今年度は、2 年に 1 度の委員改選の年となっており、先の 5 月定例教育委員会にて承認をいただき、10 名の委員を委嘱又は任命しました。ですがその後、医師の吉田司委員から委員辞退の旨の申し出があり、後任として、奈良市医師会より大橋一博理事をご推薦いただきましたことから、吉田委員を解嘱し、新たに大橋氏を委嘱しようとするものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	それでは、このことについてご意見、ご質問ございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 ご意見がないようですので議案第 23 号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について」、採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第 23 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第 24 号「奈良市いじめ対策検討委員会委員の解嘱及び委嘱について」、いじめ防止生徒指導課長より願います。

いじめ防止生徒指導課長	資料の 1 ページをご覧ください。先の案件と同様に、5 月定例教育委員会にて委嘱を承認いただきました医師の吉田委員から、その後委員辞退の旨の申し出がありましたことから、後任として奈良市医師会からご推薦いただいた大橋一博氏を新たに委嘱しようとするものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	このことについて、ご意見やご質問はございませんか。
柳 澤 委 員	先ほどの審議案件と関連して、同じ方を委員として委嘱しようという話かと理解しました。以前もそうでしたし、今回も同様にということかと思うんですが、もちろん扱うテーマや課題が違うわけですが、類似した委員会双方に同じ方が入っておられることの是非について、特段差し支えないでしょうか。特に利益相反があれば、問題ですが。私の個人的な意見としては、お代わりいただいた方が良いのではないかなと思います。 原案はこれで構わないので特段申し上げませんが、例えば、本件の話だと、奈良市 PTA 連合会副会長はいじめ防止連絡協議会といじめ対策対策検討委員会双方のメンバーに入っていますが、ここは人を変えておられますよね。そういった意味では、医師会として適任の方がこの人しかいないならそうなんですが、別の方をご推薦いただけませんかと言うことは可能です。相手が医師会ですので、難しいかとは思いますが。 もちろん、規則上兼職を認めないと書いてないので、手続きは全く問題ないですし、必要性があって兼務せねばならないのであれば分かるのですが、PTA 関係と医師会とで受け手としての考え方が違うのかなという気もしたので、同じ方が務められることについてそのあたりどうお考えかお伺いできればと思います。
教 育 長	課長、お願いします。
いじめ防止生徒指導課長	当該委員の推薦に当たりましては、両組織の目的や役割については十分ご説明を申し上げ、ご理解をいただいた上で、医師会の方から推薦に値する人物と判断された経緯を踏まえ、それぞれのこの委員会の組織の委員としてふさわしい人物であるということについては認識しておりますし、利益相反等については見当たらないものと認識してま す。 しかしながら柳澤委員ご指摘の通り、両組織の委員を兼ねることに関しては、どちらの組織の委員も当該委員でなくてはならないというほどの明確な理由があるわけではございませんので、今後、各団体への推薦依頼を行っていくに当たりましては、この点についても確認の上、進め

教 育 長

てまいりたいと考えております。

今後は、その点について確認をしながら推薦をご依頼するという形で打診をしていただくということをお願いします。

ほかにございませんか。

川 村 委 員

今、柳澤委員のお話を伺いながら私も少し思った点を述べます。

まず、いじめ対策検討委員会は、一応7名が組織の上限枠ということですので、以前も提案があったかもしれませんが、フルに使えるまでは言いませんが、少し余裕があるのであれば、という思いはあります。

いじめ対策検討委員会というのは、実際に起こってしまったいじめに対してどのような対策を取るかを検討する委員会だと思っております。その場合、子どもたちと保護者も含めた加害者と被害者があり、精神的な部分がどうなのか、どんな考えなのかということをもとに突き詰めていかなければいけない検討委員会なのであれば、ここに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、心理科的な専門分野の方がぜひとも入っていただきたいと思います。いじめ防止連絡協議会では、子どもセンターの野儀所長が入ってくださっていますが、そんなことも含めて、もう少し子どもの心に沿ったケアができる方を入れていただきたいということを、来年度以降に向けて提案いたします。よろしく願いいたします。

いじめ防止生徒指導課長

ありがとうございます。まず、7名の定員に対し2人の枠が空いていることについてです。実際に起こった事案についての協議であり、まさに今リアルタイムに起こっていることについてご助言をいただくケースもございます。そういった折に、この案件にはぜひこの方に新たに加わってもらいたいというケースが生じることを想定の上、少しの枠を空けております。ケースに応じて臨時に入っただけの委員のための枠という認識があるのがまず一つです。

また、おっしゃるとおり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは必須になってきているという認識ではございます。ただ、十分ではございませんが、事務局サイドにそれぞれの立場のものがおり、必ずこの会議に参加して、委員から意見を求められたらそれに対して申し述べるということはさせていただいております。そのため、今のところはそれをもって対応させていただいたというところでございます。

教 育 長

今ご意見がございましたことも含めて、来年度に向けて検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それではほかにご意見がないようですので、議案第24号「奈良市いじめ対策検討委員会委員の解嘱及び委嘱について」、採決をいたします。

	本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第 24 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 次に議案第 25 号「奈良市いじめ調査委員会規則の一部改正について」、同じくいじめ防止生徒指導課長お願いします。
いじめ防止生徒指導課長	まず 1 点目です。お手元の資料の 10 ページをご覧ください。本規則の第 2 条の組織に係る規定につきまして、現行規則では、「調査委員会は、委員 7 人以内で組織する。」と定め、第 2 項として、「委員は、次に掲げる者のうちから奈良市教育委員会が委嘱し、又は任命する。」とし、その区分として、 (1) 学識経験を有する者 (2) 弁護士 (3) 医師 (4) 保護者組織を構成する者 (5) 学校の教員 (6) その他教育委員会が適当と認める者 と定めております。 文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」には、いじめの重大事態に係る調査を行うための組織について、「この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることによって、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めること」とされております。また、他自治体が定める条例規則を確認いたしましても、心理や福祉に関する専門家を委員区分に明記しているものがほとんどでございまして、有識者の方からも、「昨今の重大事態に係る第三者委員会における調査は、より専門的な知識を要する案件が増えてきており、心理や福祉の専門家を委員とするケースも多く、その必要性はまさに高まってきている」というご助言をいただいているところです。そこで、お手元の資料 2 ページの新旧対照表にございますとおり、本規則第 2 条第 2 項を、「委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他奈良市教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する」と変更するものでございます。なお、このことにつきましては、奈良市いじめ防止基本方針の巻末ページにも記載がございますことから、規則改正後

には当該箇所の変更を行いたいと考えております。

続いて2点目です。1点目の委員区分の変更に伴う変更といたしまして、資料10ページの下段、第3条第2号「臨時委員は、前条2項各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する」となっておりますところを、「臨時委員は、前条第2項に定める者のうちから…」と、「各号に掲げる」という文言を抜いた形に変更させていただきたいと考えております。

続いて3点目です。お手元の資料の11ページをご覧ください。本規則の第7条の、会議の公開等に関する規定につきまして、現行規則では、「会議は公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の委員の同意を必要とする。」と定めております。しかしながら、奈良市いじめ調査委員会による調査の性質上、個人情報等の機微な情報を含む事項について審議・審査・調査等を行うものでありますので、奈良市いじめ調査委員会の開催の公開自体が、いじめ重大事態の存在及び本調査委員会による調査が進行中であるということ等について公開をするということになりますので、本調査委員会の開催、あるいは委員名簿等を公開することにより、被害児童をはじめとした当事者の心身の大きな負担を与えるとともに、当該委員会の審査調査の遂行に影響を与える恐れがあるものと考えられます。そこで、お手元の資料2～3ページの新旧対照表にございますとおり、会議については公開しないことと変更し、本規則第7条を削り、第5条に、会議は公開しない旨の項を加えるものでございます。また、第7条を削ることに伴いまして、以降の条項番号の繰上げを行いたいと考えております。

以上3点の改正につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

それでは、この件に関してご意見ご質問のほどお願いいたします。

柳 澤 委 員

組織の構成員に関する規定から、保護者組織あるいは学校の教員という区分を削除して見えない形にするということですが、改正案の「教育」が何を意味するかがよく分かりません。教育の区分で想定されているのは学識経験者なのか、それとも教育の区分は学校関係者が入るという認識でよろしいか。あるいは、そうでなければ、「その他教育委員会が適当と認める者」のところに、学識経験者とは別に、学校の状況を知っている方として例えば他の学校等の管理職が入る方が、学校教育の専門家ですので。その意味で、改正案の「教育」というのが何を指すかというのについてお伺いしたいというのが1点です。ただ、おっしゃったように機微に触れる内容も入るので、委員メンバーからは、学校及び保護者を除くというのは、そうなんだろうと思いました。

続いて、「会議は公開しない」のところですか。当時私は教育委員をやっておりませんでした。この規則が制定されたのは平成30年だったと思

います。当時、平成 30 年の 6 月だと思いますけれども、条例と 2 つの規則を定めた委員会があります。その時には、条例が入りますから当然非公開ですので、議事録を拝見しましたが「原案どおり可決した」としか書かれていませんので、この場でなくて後日で結構ですが、非公開において審議された内容のあらましを少しお伺いできればと思います。具体的に申し上げますと、今話題になっている調査委員会規則の第 7 条についてどんな意見表明があり、どのように事務局が答え、教育長がどう判断されたか、そのところがよく分からないということです。一切審議もしていないならばそれはそれで構いませんが、ほかの委員会や審議会等が公開であるにも関わらず、なおかつ現在は公開にしようとするればできる規定になっていて、公開がだめなら非公開にできるわけです。「原則非公開（委員会の意思によって公開も可とする）」というとりえ方もできますし、一切公開しないという前提に立って進めたとしても、それは理由を述べられたのでそのとおりだと私も思うんですが、その辺りを過去に遡ってお伺いしたいというのが 2 点目です。今でなくて結構です。

3 点目は、もう既に委員会委員を委嘱しているわけですね。その後の手続きで委嘱状を委員に渡した日がいつかという話を私は聞いていないので分からないんですが、公式見解として、もう既にいじめ調査委員会は成立しているのかいないのかというのを伺いたい。もし成立しているのであれば、当該委員会にこの委員会規則の変更をご説明した上で、委員の方々の納得や理解を得て、審議体である教育委員会に上げていただくのが筋です。具体的に申し上げますと、委嘱する手続きで各委員に事前に説明をされる際には、例えば「こういったことで委員会を立ち上げるのでよろしくお願いします」というように、現行規則をお見せになって話をされているわけですから、委員の方々が公開ということも視野に入れて考えねばならないという立場に置かれているわけですね。それを当該委員会に諮らないまま教育委員会にかけて削除しますというのは、手続き論としておかしいのではないですか。内容的にはやむを得ないと思いますけれども、その辺りについてお願いします。

3 つお伝えしましたが、そのうちの 2 つについてお伺いできればと思います。最初に審議された、平成 30 年 6 月の会議の非公開部分ではどんな議論があったのか。議事録は非公開で、「原案どおり可決した」としか書いていないので、もしメモ書き等で残っていれば、別の機会で構わないので教えてくださいというのが 1 点です。

それから、もう既に成立している委員会の立場からすると、後出しジャンケンで規則を変えるのかということになりますので、そこは丁寧に進められた方が良いということです。

ありがとうございます。まず、委員区分の中の教育分野についてですが、私どもの認識では、学識経験者です。やはり教員の立場の者を入れることについてはなかなか難しさがあるということで、文部科学省等に

も確認の上、学識経験者の中からと認識しているのが1点目です。

それから、会議の公開・非公開の改正についてですが、現在既に委嘱が決定している委員の皆様への委嘱状は、第1回目の会議でお配りしますので、まだ我々の手元にございますが、期間としてはもう委嘱されている状態でございます。つきましては、後出しジャンケンのような形になってしまいますので、この件については第1回目か、できれば第1回目までに説明をしたいと思っているんですが、十分説明の上進めてまいりたいと計画しております。

それからもう1点ですが、平成30年当時の決定は、公開ですよ。これは附属機関ですので、原則公開で、その原則どおりに決まっているという認識でよろしいですかね。その上で、協議として、なぜ当時非公開にならなかったのかということでしょうか。

柳澤委員

具体的にそこまで状況把握できないんですけども、わざわざこの第7条を定めています。今おっしゃったように、基本的には公開原則があるので、書かなくても公開なんだという話です。しかしながらここに第7条を入れて公開を謳うのですから、その意味を教育委員会としてどういうふうに議論されたかを知りたいんです。それを知った上で判断したいというのが本音ですが、おっしゃったように進めますというのはそれで結構なんです、そこだけ後日分かる範囲内で教えていただけたらと思います。

いじめ防止生徒指導課長

承知しました。

柳澤委員

要は、情報公開との兼ね合いなんです。一切外に見せないというやり方、懲戒審査等は、もうそのとおりなんですけれども。しかし、前例があったかどうかは別にして、もう既に新聞等で十分周知されている状況があって、改めてこれが重大事態だというふうに認定をしてやりますと言ったときには、もうどなたであっても分かっているわけですから、あえて公開するかしないかについては委員会に任せた方が良くはないか。委員会の自主性を尊重して責任をもって公開・非公開の判断をするというのが、ここの第7条の意味だと思うんですけど。ですので、修正案を出しているわけではないですが、原則非公開で、委員会の時点の状況や、情報の社会全般の受け止め方も含めて、委員会として判断されたら良いのではないかとことです。規則で非公開と決めると、どんな意見があろうとも一切非公開ですということでおしまいなんです、委員長の心理的負担もかなりきつくなります。

そういうことも含めて、原案もこれで結構ですが、当時の委員会であらうというふうに認識しておられたかです。実際に重大事態が起こったときに、これまでの経験や問い合わせも踏まえて、ここはやっぱり公開しない方が良くないと判断するのであればそれはそれで合理的だと思うので、進

	めていただいたらよいですが、一旦委員会で決定していることを覆すことになりますし、特に公開・非公開というデリケートな話が入るため、理由は十分だと思いますけれども、当時の振り返りをお願いします。
教 育 長	今ご指摘をいただいたことは、事務局でも慎重に協議をしたところがあります。柳澤委員のご指摘については、また調べて報告をしていただきますようにお願いします。 それでは、ほかにご意見はよろしいでしょうか。
川 村 委 員	分からないので、質問です。前の議案に関しては、会議について、こういった形で召集して、最後は会議録を保管しなければならないと書いてあります。このいじめ調査委員会規則に関しては、以前は（会議の公開等）と書いてありますけれども、これを第5条の一部として改め、「会議は、公開しない」という一行で収めようとしているという提案ですよ。会議という項目を、会議は公開しないという一行で済ますということが私は前の二つの委員会の規則とは表記が違うので、その違いを、この場で教えていただきたいと思います。お願いいたします。
いじめ防止生徒指導課長	前の委員会といいますのは、奈良市いじめ対策検討委員会等かと思いますが、対策検討委員会の中では具体的な事案を協議しますので協議の中身そのものについては非公開ですが、その前段として、例えば開催日時や内容の報告については、一定、可能な範囲で実施します。それに対しいじめ調査委員会につきましては、調査委員会を開催すること自体公開しません。 もう少し言いますと、いじめ対策検討委員会等につきましては、会議が始まってから、その会議の出席委員の3分の2以上の賛成をもって以降の非公開を決めるという段取りなんです。なのでその形だと、開会時点までは公開という形になってしまいますので、完全非公開にするために表記を分けているというところです。
川 村 委 員	では、いじめ防止連絡協議会といじめ対策検討委員会に関しては、会議を開催するところまでは公開するけれども、議案の中身といじめ事象の内容は非公開にして、それ以降は非公開ということなんですね。
いじめ防止生徒指導課長	定期的に開催をする性質のもので、いじめ調査委員会とは違うと認識しております。
川 村 委 員	いじめ調査委員会は定期的ではありませんし、事案が起こった時点で立ち上がる委員会ということですので、「会議は、公開しない」という一行で済むということなんですね。あえてこれを「公開しない」という形で載せる必要があるということですね。

いじめ防止生徒指導課長	附属機関である以上、何も載せなければ公開になってしまうのですが、これが公開案件として扱われることはどう考えても想定されないものだとは認識しておりますので、そのように記載しました。
川 村 委 員	分かりました。柳澤委員がおっしゃっていた意味が少し分かりました。
柳 澤 委 員	そこを大事だと思う人と思わない人がいるというのは前提なんです が、これまでの規則で「原則公開」とするのではなく「非公開にすることが できる」ということを入れ込んでいます。そうすると、第7条の条文その ものを第5条の末項として入れるよりも、会議の公開についての条文を 独立させて、「非公開とする」と書けばよいのではないでしょう か。 これは何を意味しているかということ、以前の平成30年6月の教育委員 会で、公開・非公開で議論がかなり紛糾したのであれば、その趣旨や雰 囲気を生かして独立条文で立てた方が、規則改正のプロセスがはっきり するだろうということです。もう少しストレートに言うと、この規則に ついて最初に審議した平成30年に、おっしゃったように事例がなく経験 もないわけですから、公開・非公開については特に議論が起こらずす っと通ったのなら、それならそれで規則のどこかに入っていればよいとい う気もするんですがという意味です。ですが、それを伺えるまで採決を 待ってくれという話でもないの、分かる範囲で報告いただきたいとい うことを申し上げました。
いじめ防止生徒指導課長	確認の上、早急に報告させていただきます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 それではご意見がないようですので、議案第25号「奈良市いじめ調査 委員会規則の一部改正について」、採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございません か。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第25号は原案どおり可決することに 決定をいたしました。 それでは次は、協議事項です。今月の協議事項のテーマは、「第二次奈 良市子ども読書活動推進計画（素案）」及び「奈良市学校図書館ガイドラ インの改訂について」でございます。少し時間が押していますが、目標 は11時35分までとさせていただきますと思います。

それでは協議に移りたいと思いますので、初めに事務局の中央図書館長より説明願います。

中央図書館長

第二次奈良市子ども読書活動推進計画につきましては、4月の事前説明の場で見直しを進めていることなどを伝えさせていただきましたが、本日はその後の状況や計画の中身につきましてご説明をさせていただきます。お気付きの点など、ご意見いただきますようお願いいたします。

読書活動につきましては、子どもの健やかな成長に深く関わっており、その後の豊かな人間形成において極めて重要であるとして、各自治体では、子ども読書活動推進計画の策定に努めることとされております。本市の計画は平成18年度に策定しておりますが、近年、ICT技術の発達などを筆頭に、子どもを取り巻く環境が変化してきているため、新たな視点を持って、子どもの読書活動を推進する必要があることから、5名の計画改定検討委員の皆様にご意見を伺いながら、計画の改定を進めていただいているところでございます。

A4横1枚ものの資料をご覧ください。今回の計画案の推移と、全体の大枠をお示しした図です。現在の本市の計画は、国の第一次基本計画を手本にして策定したものでございます。しかし、平成18年度に策定してから一度も改定しておりませんでしたので、そういう意味におきましても、計画が実態に追いついていない部分がございます。

4月の段階で、国の第五次基本計画に準拠して計画の改定を進めていることをお伝えしたところ、委員より、国の第二次から第四次の基本計画の内容を取り入れずにいきなり第五次だけをお手本にするというのはどうなのかというご意見をいただきました。そこで本市では、国が示した全ての基本計画の内容を整理し直し、それらの内容につきましても丁寧に取り入れなければならない内容であることを認識いたしましたので、これまで準備してきたものではなく、国の第二次から第五次の基本計画全てのエッセンスを取り入れた奈良市の第二次計画を改めて作り直しているというのが、現在の状況でございます。資料下半分の、第二次計画の目標や基本方針等の中身につきましては、次の資料で順に説明させていただきます。

それでは、ホッチキス留めをした資料をご覧ください。現在策定中の計画案の概要をまとめた資料です。1ページは、本計画の構成を示したものです。目標があり、3つの基本方針があり、その方針に従って、子どもの発達段階に応じた具体的な取組を、家庭、地域、学校という実施主体において進めていきます。そして、評価指標により進捗を懇話会でフィードバックしていただくという流れになります。

2ページにつきましては、本市の第一次計画と第二次計画の章立てを比較できるように並べたものでございます。説明に当たって、市が以前策定した計画なのか、現在策定中の計画なのか、国の計画なのかが分りにくいと思われるので、左下部に略称を記載しております。本市が

平成 18 年度に策定したものを「市前計画」、第二次計画として現在策定中のものを「市本計画」、国が 5 年ごとに示しているものを「国基本計画」とさせていただきます。

全体的なことといたしましては、第 2 章と第 5 章が新しく入れた部分で、特に第 5 章では、進捗管理のための指標を取り入れており、この指標が、市前計画にはなかったものでございます。なお、市前計画の「第 4 章 啓発広報活動の推進」につきましては、市本計画の第 4 章の中に入れ込んでおります。

続いて 3 ページは、第 1 章のご説明です。市本計画の趣旨を 6 つ書き出しており、3 つ目では、「奈良市教育大綱」と「奈良市第 5 次総合計画」など市の上位計画や、先ほど申し上げましたとおり国の第二次から第五次までの基本計画に依拠しているといったことを書いております。

また、5 つ目に「市本計画の期間」というものがございますが、こちらは計画改定検討委員の皆様からのご指摘の中で大きかったものでございまして、当初は計画期間を 10 年と考えておりましたところ、「国の基本計画は 5 年ごとに出されているのだから、市も 5 年にすべき」とご指摘をいただきましたので、内部的に相談した結果、記載しておりますように、本計画の期間をおおむね 5 年間とさせていただきます。

4 ページと 5 ページにつきましては、第 2 章のご説明で、市前計画における成果と市本計画を策定する上での課題をまとめております。市前計画の計画期間は平成 19 年度から平成 23 年度の 5 年間ということになっておりましたが、計画期間の終了後も流れを引き継いで、それぞれの課で事業を継続してまいりました。そこで、第 2 章では、家庭、地域、学校での現在に至るまでの活動の成果を、子どもの読書活動推進の中核施設となる市立図書館と学校図書館の活動を中心に記載しております。

4 ページの資料は、今までの取組内容や成果を抜粋したもの、そして次の 5 ページでは、計画を策定する上での課題をまとめております。本計画を策定するに当たっては、まずは本市の子どもたちの読書活動の現状を明らかにしなければならないと考え、アンケート調査を行いました。前計画策定の際にもアンケートを取っておりましたので、結果を比較することが今後の取組の一助になると考えました。調査は、改定検討委員である校長先生方にご協力いただき、今年の 6 月に、GIGA スクール端末を活用した電子アンケートの方法で行いました。今回令和 6 年度の調査結果からは、本を読む子と読まない子の差が広がっていること、特に中学生は読む本の冊数も減っていて 1 か月に 1 冊も本を読まなかった子の割合である「不読率」が高くなっていることが読み取れました。質問 2-2 を見ていただいても分かりますように、中学生の不読率が高い結果になりましたが、全国平均と比較すると小中高全ての年代を通じて不読率が高い、すなわち本を読まない子どもが多いということが、本市の課題として確認できました。

続いて 6 ページと 7 ページは第 3 章のご説明で、本計画の目標と基本

方針をまとめております。こちらが、最初の資料のご説明の際、後でご説明させていただくと申し上げた部分でございます。市前計画の目標を深緑の枠で囲んでおりますが、目標というよりは決意のような面がございましたので、新たに見直すことにいたしました。赤色の枠で囲んでいるところが新たに掲げた目標で、「豊かな人間性を養い、生涯にわたり学び続け、未来を切り拓く子どもたち」を、本計画で目指す子ども像にさせていただきます。

今回、目標の見直しに当たって参考にしたのは、上位計画である奈良市教育大綱です。教育大綱が掲げている「生涯にわたり学び続け、他者と協働して未来を切り拓く人間の育成」という目標を、読書活動の視点から達成できるようにと考え、「豊かな人間性を養い、生涯にわたり学び続け、未来を切り拓く子どもたち」を目指す子ども像として、本計画の目標、理想像に掲げました。この目標が適切なのかどうかということにつきましては、改定検討委員の中で、特に学校教育や学校図書館を専門に研究されている先生にご意見を伺ったところ、「奈良市の教育大綱を拝見すると、最新の事例の中で見比べても、大変しっかり作られている。それをベースにして読書の観点を**入れていて**、「豊かな人間性を養い」というところからは、「読書から得られる人間像」というものと、「生涯にわたり学び続ける」というライフロングラーニングというものと、「未来を切り拓く子どもたち」という今後の子ども像という、この3点が全て収まっている点から、とても良い目標だと思います」という評価をいただいております。

次の7ページは、本計画の基本方針を示しております。本来の計画の作り方ですと、国が第一次、第二次、第三次、第四次、第五次と基本計画を出していくと、各自治体はそれを参考に、自治体ごとに計画の改定を重ねていくというのが通常の方法ですが、本市はこれまで改定をしておりませんでしたので、今回の改定では、国の第二次から第五次全ての基本方針を拠り所にいたしました。さらに、他市の事例を見ますと、国の方針をそっくりそのまま採用するのではなく、自治体ごとに落とし込んでそれぞれ独自の方針を決めておられますので、本市におきましても、本計画の基本方針を「子どもたちの自主的な読書活動の推進」「全ての子どもが本に親しむことができる機会の確保」「子ども読書活動推進の環境整備」の3つと設定いたしました。

資料を見ていただくと、国の基本計画のうち第四次からは矢印が出ていないので、内容を取り入れていないように見えますが、第四次計画は第一次から第三次までの振り返りや課題抽出の側面があり、この中で、子どもの発達段階に応じて事業を展開するよう言及されていたので、次のページ以降に記載のとおり、発達段階ごとに事業を進めるようにしております。

続いて8ページは、本計画における具体的な取組の進め方を説明しております。市立図書館と学校図書館を事業推進施設としつつ、主に家

庭、地域、学校という事業の実施主体ごとの取組と、乳幼児期、小学生、中高生等といった、子どもの発達段階に応じた読書環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

次の9ページには、前のページで述べた事業実施主体と発達段階の相関図を掲載しております。真ん中の方にある2つの図書館、市立図書館と学校図書館がどのような形で関わっていくか、それ以外の施設がどのようなことができるのかということが大事になってくると考えています。市立図書館では、こども園や子育てひろば、学校等への図書資料のサポートや学校図書館への司書派遣などが、学校園との間でできることだと考えております。また、学校図書館が読書センターだけでなく、学習センター、情報センターの機能を果たすために、学校図書館で図書資料を使って授業を行ったり、日常的な指導において活用したり、情報の探し方や資料の使い方を教えたりといったことに利用されるような資料構成と規模を備えていかなければならないと考えております。

子どもの読書活動推進を研究されている検討委員の先生方に伺うと、「ほかの自治体の計画では読書センターの機能しか書かれていないところが多いけれど、奈良市は3つの機能を入れていて新しい」というお言葉や、「読書が課題解決や情報活用能力に今後つながっていくという意味合いで、この3つを揃えたものは、全国的にも進んだ推進計画になるだろう」とのご意見をいただきました。

10ページから最後のページまでは、本計画の進捗管理ということで、第5章のご説明でございます。本計画は、子どもの発達段階ごとに事業を展開していくということと並行して、新たに推進計画全体の進捗状況を確認する具体的な指標を設定することにしております。こうした指標を設定することにつきましても、国の第四次基本計画で推奨されたものであり、本計画における特徴といえるものでございます。

本計画の指標には、短期的指標と長期的指標を設定いたしました。短期的指標としては、事業の成果が数値に反映されやすいものとして、市立図書館のシステムから抽出可能な3つのデータにいたしました。そのデータを指標に決めた理由や目標値については、右側に示しております。

続いて11ページと最後の12ページでは、長期的指標として、読書が好きか嫌いかといった子どもの本に対する興味など、子どもの意識の変化に伴って変動するような、目に見える結果がすぐに1年だけでは表れにくい指標を4つ設定いたしました。これらの指標を見ていくことで、計画全体としての進捗状況や事業の成果を確認することができるのではないかと考えております。なお、第4章に掲載する具体的な取組・実施内容につきましては、事業の実施課と調整中でございます。

この後のスケジュールといたしましては、A4縦1枚ものの資料のスケジュール案のように考えております。4月にお伝えしたスケジュールでは、7月頃にパブリックコメントを実施したいとお伝えしておりました

	が、改定に関わる方針転換をしたことから、日程的に遅れが生じておりますが、この後も丁寧に進めていきたいと思っております。 本計画の内容についてのご説明は以上です。
教 育 長	次は学校図書館ガイドラインについてです。学校教育課長、お願いします。
学校教育課長	それでは奈良市学校図書館ガイドラインの改訂についてご説明申し上げます。 お手元の A4 横 1 枚ものの資料をご覧ください。学校図書館ガイドラインは、学校図書館の運営上の重要な事項につきましてその望ましいあり方を示すものとして、平成 28 年に国から通知されました。このことを受けて本市として平成 30 年に策定したものが、現在のガイドラインでございます。それ以降、国のガイドラインに変更はございませんが、本市として学校図書館を取り巻く環境の変化を踏まえて、一部文言の修正や追記を行いたいと考えております。 具体的な内容についてご説明申し上げます。1 点目は、ICT 機器の活用についてです。児童生徒の一人 1 台端末やインターネット環境など、学校における ICT 環境の整備が進んだことから、これらを活用しながら学校図書館の運営や、子どもの読書活動のさらなる充実を図るため、項目を追記いたしました。 2 点目は、図書館環境についてです。学校図書館を心の居場所としている児童生徒も少なくないことから、可能な限り居心地の良い空間となるよう努めることや、多様な学習活動に対応できる場所とすることを目指して、図書館環境の整備について追記いたしました。 最後、3 点目といたしまして、図書館運営に関わる著作権について追記いたしました。学校図書館運営に関わって掲示物を作成したり読み聞かせを行ったりする際に著作権について留意する必要があることから、今回、追記したいと考えております。 また、ガイドライン全体に関わって、より現状に即した内容とするために一部表現を改めた箇所もございます。これら改訂箇所の内容や文言につきましてご意見を頂戴できればと存じます。
教 育 長	学校教育課長、ありがとうございます。限られた時間になってしまい本当に申し訳ないですが、各委員から、両方についてご意見、ご指摘をお伺いできたらと思います。よろしく願いいたします。
川 村 委 員	まず、国の第二次から第五次までの計画をまとめて盛り込んでいただいたこと、大変な作業だったと思います。ありがとうございます。 全国的に学校司書の配置が進んでいることについては、私が個人的に調べたり見聞きしたりする中ではとても感じています。政府が令和 4 年

度から令和8年度までを期間とする第6次「学校図書館整備計画等5か年計画」を策定して、地方財政措置の予算の中で学校図書館の図書を購入することや、図書の更新や司書教諭、学校司書の配置等を推進することを謳っていますので、この結果は当然だと思っております。

資料にもありましたけれども、奈良市は9年前から小中学校の市立図書館の司書派遣を始めてくださっています。私個人的にはその2年前から図書ボランティアの活動をしていましたので、学校図書館支援司書を全面的にサポートできるようになるため、ブックカバーのフィルムのかけ方や傷んだ本の修理、また、日本十進分類法、配架の仕方等、諸々のことを教えていただきました。その中で、学校図書館が本当にみるみる変わっていったことを実感しております。

また、学級文庫の入れ替え、それから、子どもたちが授業で使う資料本を廊下に並べる並行読書があります。これに関しては、始めた当初は、それをしてほしいと考えている教員から休み時間などに相談を受け、その後学校図書館支援司書が本を選び、足りなければ市立図書館からお借りして、図書ボランティアが面展台や資料場を用意して廊下に並べます。そしてその廊下に並べたものを子どもたちが集まってきて読んでいく姿がありました。そして今では、全学年の先生方から要望を受けて、例えば1年生だったら朝顔や昔話、2年生だったらレオ・レオニや夏野菜、3年生だったらお茶や昆布、その他新美南吉や俳句もあります。4年生だったら浄水場やダム、リサイクルで、5年生は金融やメダカ、世界遺産学習、宮沢賢治。そして6年生ですと、飛鳥のことや情報リテラシー、平和学習。国語科だけではなく、様々な教科を横断して、子どもたちと教員の学習支援を続けています。

このような活動に際してはやはり、月に1回しか来ない学校図書館支援司書では足りず、図書ボランティアがいることで賄える部分が非常に多くて、図書ボランティアを育成するという提案はとても大切なことだと思います。また、実際に、これは小学校ではできていますけれども、中学校ではなかなか難しく、中学校の先生方を含めた意識改革等も本当に必要だと改めて感じております。

私が図書ボランティアとしてサポートしている学校で、今年の学校図書館支援司書は、6月から月に1回5時間程度の来校となっています。4月や5月というのは子どもたちが疲れていたり気ぜわしかったりするのですが、そんな時期に学校図書館に行きたくても行けない、読みたくても読めない子どもが大勢いました。これはなぜかという、進級するときに子どもたちは貸出バーコードを配付されるのですが、その整備が整わなかったり、子どもたちの図書委員会の活動がスムーズにできず結局後回しになっていたり、月に1回5時間程度の司書派遣では、学校図書館が使えていない現状は今年もございます。

奈良市の小中学校では専任の学校司書がいなくて、代わりとなるのが司書教諭の先生方だと思うんですけれども、その司書教諭が学校図書館

運営に関わっているかということと必ずしもそうではなく、なかなか難しいものがあります。司書教諭にはやはり、専門的知識や技能を習得する研修の実施を通し、学校の教育課程の展開に役立つとともに児童生徒の健全な教養を育成するという、法的にも謳われている役割とリーダーシップを持って関わっていただけるような体制づくりが必要だと思っています。そういった現状の中で9年間学校図書館支援司書が来てくださって、学校図書館は居心地の良い場所になっていますし、蔵書も充実しつつあって、子どもたちの読書の世界は本当に確実に広がっていると思います。この次に目指すのは、専任の学校司書の配置です。学校教育において欠くことのできない設備である学校図書館をしっかりと活用して、子どもたちの「読みたい」「知りたい」という主体的な学びの力を伸ばすため、また、学習の基盤である言語能力の向上を目指すためには、専任の学校司書の常駐は、今回明確に目標として掲げていただきたいですし、本計画の基本方針に則った一つの大きな要だと思っています。

また、アンケート結果についてですが、質問項目の中には、「あなたが本を読む理由は何ですか」というものがありました。それに対して、「学校で本を読む時間があるから」という回答が多かったと教えていただきました。これは、学校図書館が子どもたちにとって本当に必要な場所なんだということを訴えていると思います。2023年の全国学力調査では、「あなたの家にはどれくらいの本がありますか」という質問があって、25冊以下と回答した結果が小学生で33%、中学生では35%。これはクラスの3分の1の子どもは、家にほとんど本がないということです。この冊数は親の本も含めてですので、子どもの本がほとんどないという結果を表しています。これは結局のところ、家庭の環境や経済状況に関わらず本に触れる機会を与えることができるのは、学校であり学校図書館なんだと示す、とても重要な結果だと受け止めています。

実際に、専任の学校司書は全国的に増えてますが、常駐している学校では、教職員との連携が図りやすくなって教育活動への支援が手厚くなり、また、たくさん本に触れる機会が増えて、子どもたちが長編の話もしっかり読めるという結果も出ているそうです。今回の第二次奈良市子ども読書活動推進計画には、専任の学校司書常駐を当然のことととらえて、盛り込んでいただきたいです。

それから、17ページの言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、読書センター、学習センター、情報センター。この3つの機能を深めるとあります。そのためには、中央図書館、学校教育課、教育総務課だけでなく、教育委員会全ての部署と、また、幼稚園、こども園の部署がしっかりと連携して横断的に連携する体制は必須であると思いますが、実際のところ、その体制が作れるのか疑問に思っています。多忙な各課に連携を強いることで、責任の所在がぼやけることのないように注意が必要です。

学校図書館はいずれ、中央図書館から枝分かれした新しい部署が統括

すべきで、学校司書配置を実行している他市町村は、そのような体制がしっかりあります。奈良市は、一条高校もありますし、やはり幼小中の連携した子どもたちの教育設備として専門の指導主事を置いていただき、子どもたちのより良い環境を整えるため学校図書館指導専門の窓口を作っていただきたいということを、この場でもお願いしたいと思います。

最後に、学校図書館は入学式や卒業式で、私たちの校区では来賓の待合室になることが多くあります。この春の式典の際、地域の方から「いろいろなジャンルの本があって素敵な空間だ」「こんなところで本を読める子どもたちは幸せだ」「読書好きな地域住民にもぜひ使わせてほしい」というお言葉をいただきました。近隣に市立図書館がない校区では、学校図書館の存在はとても大きく、地域を巻き込む大きな場所になっていると確信しております。そんなことも含めて、地域を巻き込んだ活動等もさらに盛り込んでいただきたいと思います。

長くなりましたが、以上です。

教 育 長

柳澤委員、お願いします。

柳 澤 委 員

まず、1点目です。図書館の方は、教育大綱の引用はありますが奈良市教育振興基本計画の引用がなかったような気がしました。大綱が先で後から教育振興基本計画を立てられています、両者はほぼ同時に制定され、教育振興基本計画の中にも市立図書館と学校が連携し、学校図書館の活性化に取り組むといった旨の文言があります。先ほど川村委員がおっしゃったように、図書館からの司書派遣は大変大事な業務なので、その充実・拡充については大いに期待します。

それから2点目は、3機能についてです。読書センター、学習センター、情報センター。これはガイドラインの方にも記載があるんですけども、実際にこれを小学校や中学校でどう実現するのかという方法論が、十分練られていないような気がします。ならやま小中学校では学校図書館をメディアセンターと呼んでいるというのが、ホームページに掲載されている奈良市図書館協議会会議録に出ていました。既にリニューアルされたならやま小中学校や、これからされる佐保小学校で、そのようにメディアセンターとしての構想が最初から立てられていると、図書、学習支援、情報という3機能が当然のこととして統括的に運営できると思います。DXにお金がかかるという意味で、今の学校ではほぼ困難というか難しいところかと思いますが、新しくリニューアルするところからは、新しい3つのセンターの統合型モデルを積極的に提起されたら良いのではないかと思います。

また、川村委員も少し触れられましたが、最後に、図書館スタッフとあります。図書館の職員と、司書教諭を中心とした学校現場の先生方、それから、教育委員会事務局内の業務分担のところで、あれこれという

ことがあったのかなという印象を持ちます。かつて平成 10 年代に、学校図書館支援センターというものがあったことがありますので、これは図書館オンリーということでなかなか難しいんですが、教育委員会事務局サイドで学校図書館そのものをつないでいくような仕組みを立ち上げていくと良いと思います。まだ図書館運営管理業務がスタンドアローンだという話がどこかに書いてありましたが、それは次回のシステム入れ替えのときに早めに改善し、統一的な学校図書館、さらに市立図書館との連携が太いパイプでつながるようにできればと思いました。

最後に、データのことです。資料として、アンケート結果はありますが、基礎データとして例えば、各小学校に司書教員専任がいるのかいないのか、国語科教員が司書教諭を兼務しているのか、その辺りのデータもしっかり出していただきたいです。学校司書やボランティアの方がどれだけかということはバックデータとして押さえておかないと、例えば予算要求のときになかなか段取りもつきづらいので、そのあたりはしっかりお願いします。特に学校司書の配置については文科省のデータで、まだ 50% ぐらいしか配置していないというデータが出ていましたが、なるべくこの目標期間内には 100% 達成するようお願いしたいと思います。

教 育 長 梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員 この読書活動推進計画については、前計画の策定から期間が非常に空いてしまったことを埋める計画骨子を、詰めて組み立てていただいたと思っています。説明にもありましたが、計画策定においてもこの目指す子ども像を位置付けることによって、取組の方向性も、目標となる指標のとらえ方も変わってくると思っています。そこにいる人、子どもがどう変わっていくのかということに対して、働きかけられる取組の展開が必要となってくる。事業展開そのものを、数のみを考えるのではなく子どもの変容に視点を置いた取組が必要となってくるということから、大変重要なことだととらえております。具体的なことは既に各委員も触れられましたので、私は全体をとらえさせていただきました。しっかり進めていただければと思っています。

また、この推進計画の中心施設ともなる学校図書館のガイドラインの改訂を同時に進めていただくということについても、ここの推進計画の進捗を見ながら、趣旨がしっかり反映されるようなものであってもらいたいと思います。

今回の改訂においては、具体的には項目の 8 番と 9 番が主に付け加えられた部分です。並んでいる順番から見ると、7 番の「学校図書館の評価」という項目の後に 8 番の「ICT 機器の活用」が追加された形になりますが、評価の項目が前に来ることに多少違和感を覚えます。またしっかり検討していただければと思います。評価という考え方においては、

推進計画において目指す子ども像からの指標が検討されていることを、学校の中での評価にもつないでいくようにという働きかけがされているかと思いますが、そこで数のみを見るのではなく、子どもの変容を学校評価の項目にとらえていくという、一貫性を導入していくことが必要なのではないかと思いました。

いずれにしても、読書活動推進計画はもちろんのこと、学校図書館ガイドラインを実施していくに当たっては、具体的な推進をどのようにすべきかということで様々な事例が各委員からも述べられましたが、大きくとらえれば、多様化されていく教育の方向性をどう進んでいくかということが、学校図書館も巻き込んだ様々な大きく関連してくるだろうとも思っています。そこをしっかりと考えた上で具体的な取組をしっかりと進めていくことが、今後より必要になってくるのだろうというふうにとられました。どうぞよろしくお願いします。

教 育 長

新井委員、お願いします。

新 井 委 員

考えがあまりまとまっていない部分もあるのですが、やはり図書館という切り方をするのはなかなか気の毒だなと思いながら見ていました。そもそもの読書が減ることについて、仮に図書館で借りた本や学校図書館で借りた本の冊数を読書量とするのなら、減るのは当たり前ですね。今は、いくらでもネットに情報が出ていて、本を安く買える Kindle や楽天ブックもありますし、月額購読でたくさん読める環境が家にあると、そちらでも本を読もうと思えば読める状態になっています。そのように、読書をする機会が多様化している状態で、図書館で取れるデータだけで議論するとやっぱりどうしても縮小傾向になりますし、全体的な予算の割り振りからしても、図書館を増やす流れには多分ならないと思うんです。実際、GIGA スクールの端末等を購入されて、そちらでも読書活動はできることになっていますし、文字をたくさん読むことについては、むしろ拡大しているかもしれない状況です。読書活動推進計画だけを見て読書推進を図ろうとすることは、結構難しいのかなと思いました。

せっかく教育委員会でやっているのでも、できれば図書の側面だけではなく、本当は GIGA スクールの端末の利用状況等も取れるのなら取ったら良いと思います。Web ページを見ている時間や、もし分かるのであれば閲覧している Web ページのコンテンツの属性、先生が指定した学習資料の URL がどれぐらい含まれているか、文科省ホームページや教科書のリンクから見られるコンテンツをどれだけ見ているかとか、多分そういう総体を全部見た上での読書量が、子どもの本当の読書量になると思います。定義が難しいですが、図書館で貸し出す本の冊数だけで読書量を計ると、どうしても少なくなるだろうということです。なので、本当に目標とすることが、子どもが文字で情報取得ができることや、文学を理解

できることなどそういうことなのであれば、ほかのデータも取っていないと結局は判断できないかと思います。そういうことは、恐らく図書館だけで議論しても難しいだろうと思いますし、予算もつかないと思うので、教育委員会全体でやった方が良くと思いました。

議案第 22 号の奈良市教育委員会施策評価報告書はすごいボリュームで、いろいろな評価がされていますが、その中での図書館の評価がどういう位置付けになるかです。僕の考えでは、多分読書活動の一番大事なポイントは文字を読解することだと思うんですが、それに対してはほかの課の事業からも評価を取れる部分もあると思うので、そういうものも含めて皆さんで議論して計画を立てた方が良くかと思っています。

文科省から上がっている数字で、学校図書館図書標準達成率というものがあるようですが、これを算出する必要があるのか、僕は疑問に思っています。仮の話ですが、図書館に十分な数の本がなくても、ほかのメディアがあってそれで満足できるのならそれで構わないと思うんです。なので、そういった議論を奈良市独自にされても良いかと思いますが、これは教育委員会の中でもっと広域的に考えて議論された方が良い内容かと思いました。

また、小学生では読書している子の割合が多くて中学校になると減ることについて、すごく興味深いと感じました。全然データがあるわけではなくて、自分の子どもやその年齢の子どもが活動している様子を僕が見る限りの、あくまで主観的な考え方ですが、小さい子どもは、自分で情報検索する能力が低いです。なので、とりあえず目の前にある本をたくさん読みます。そのため、そういう環境にいれば読書量が増えます。年齢が上がって手段が変わって、Web ページの検索ができるようになったり、家でほかのメディアに触れる機会が増えたりすると、読むものは図書館の本でなくても良くなってくる。ただそれだけの理由で、図書の貸出し数が減っているのではないかと思います。なので、その情報取得をストップして読書量が減少しているわけではなく、おそらくいろいろなことに興味があって、調べ物をしたり、文学作品もオンライン上に出ているものをたくさん読んだりしている可能性もあります。そういうものも含めて、機会を誰に与えるか。インターネット等ほかのメディアへのリテラシーがまだ十分でない人たちにとっては、図書館は一つの良い入口になると思いますし、そんな小学生が多いのだと僕は感じました。

12 ページに、小学生のうち 1 日 30 分本を読む子どもの割合が 40% という結果がありますが、これが低いと思うのならもっと上げればよいと思いますし、これを絶対に維持したいと思うのならとにかくここに集中した施策をされるなどの計画を立てる方が良くかと思いました。一方で、中学生や高校生で値が低いことについて、成長の過程で減っていること自体が順調なのかどうかという分析も大事かと思いました。

そういうことも踏まえて、子どもにどうなってほしいのかということを考えて評価指標を定めて取り組む際、図書館から見えている側面だけ

だとどうしても足りてこない部分が出てくると思います。どこと議論すれば良いかというのは僕もうまく言えませんが、少なくとも学校の中で取れる情報は絶対あると思いますので、そういったものは取得する努力をされると良いと思いますし、そのようなデータが KPI に出てくると良いと思います。

最後に、ガイドラインという言葉だけを聞くと、基本的には、元になる法律や計画があつてそれを具体的にどう実行するのかを分かりやすく説明する、マニュアル的な側面を持つという印象を受けます。そう考えたときに、評価の仕方が難しいという意味で、「7 学校図書館の評価」のような項目をガイドラインに入れるのならどの評価項目をどう評価すれば良いのかを示さなければ、ガイドラインとして不十分であると思います。

ありがとうございます。それぞれ短い時間でご意見をいただきました。

これまでいろいろ議論してくる中では私も、各委員がおっしゃるように、データが足りないのではないかと、もっと多角的にデータをとらないとこの積み上げだけでは分からないのではないかと、学校図書の蔵書の標準冊数について今後どう目標設定していくのかというような、根本的な議論が必要であると思いました。また、学校司書を置くことなどについては、もちろん予算も要することですし、この年次での達成に向けて実施可能性を考えて目標を定めていかなければなりません。

また、学校へ図書ボランティアの方にはたくさん入っていただいていると思いますが、そのような図書ボランティアをどこで誰が養成していくのかについても、公民館等を事業の中に位置付け、公民館も図書に触れられる大切な場所として考えられるのではないかとというような議論もありました。一つは公民館というのは、このガイドラインの素案に挙がっていました。

今日は時間の関係でこれで協議を終えますが、今後も各委員と意見交換をさせていただきながら、このスケジュール感について進めることをご了承いただけてよろしいでしょうか。今ご示唆いただいたことをどこまでできるのかということの目途も含めて、データの整理もできるものがあれば早急に行い、最終パブコメまで行っていきたいと思います。

それでは、今日の協議はこれまでとさせていただきます。

非公開案件	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。
教育総務課長	教育長報告（1）「令和6年度9月補正予算要求額について」、教育総務課長より概要説明。 本件については、了承した。
保育所・幼稚園課長	議案第26号「令和7年度奈良市立幼稚園園児募集要項について」、保育所・幼稚園課長より概要説明。
各委員	<異議なし> 本案については、原案どおり可決した。
教 育 長	これで本日の案件は全て終了いたしました。その他、ご意見ご質問ございませんでしょうか。 それではこれもちまして、本日の教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。